

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年2月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年2月6日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一 久門 廣美、田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第118号]	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
日程第2 [議案第119号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第120号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨 の証明書交付報告の件
日程第4 [議案第121号]	農業用施設設置届の件
日程第5 [議案第122号]	畑作変換届の件
日程第6 [議案第123号]	平成22年8月13日付畷農公示第38号(農地法第3条第2項 第5号に基づく別段の面積)廃止の公示の件
日程第7 [議案第124号]	四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市農業 委員会規程(平成12年農業委員会規程第2号)を廃止する規程 の制定の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、平井 勉委員と西川 一也委員の
お二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思っておりますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願ひ致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第118号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第118号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。
今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字下田原366-1は下田原集会所の北西側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりです。
今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受領致しました。
事務局からの説明は、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
議長 全委員 其他なにかご意見ご質問はありませんか。
議長 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第119号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長

議長
事務局長

議長
全委員
議長
事務局長

事務局書記

議案第119号につきまして、事務局より議案を朗読します。
その前に、本件について、議案の一部取り下げたいと思いますが、議長よろしいでしょうか
議長 理由はなんでしょうか？
事務局長 番号2について、転用面積が3000㎡を超えるため農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要なため、調整を続けておりましたが、委員の質問に対して資料が不足している状況から、十分な質疑応答に対応することができないため、2月の案件から取り下げたいと思います。
議長 みなさま、案件の一部取り下げを承認したいと思います、よろしいですか
全委員 はい
議長 では、案件の一部取り下げを承認します
事務局長 ありがとうございます。それでは、番号2については、取り下げ、番号1のみ朗読いたします。議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。市街化区域では農業委員会への届出に

なりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字上田原902-1は北谷公園の南東側付近です。
現況は、現地写真1ページ目の1段目の右側のとおりで、転用目的は露天資材置場となっております。
譲受人は造園建築業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、隣接地にある申請地を転用し拡大するものです。
今回の申請地は、農地法施行規則第46条に記載されております、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、一団の農地面積が10ha未満に該当し、第2種農地と考えられ、内容からも止むを得ないと判断されております。
2月3日(金)午前10時から地区農業委員の平井委員、小林委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

議長

全委員
議長

日程第3 議案第120号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第120号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
この案件につきましては、土井委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。
番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。
岡山5-879-3, 879-5はるうてるホームの北側付近でございます。
現況は、現地写真1ページ目の2段目の左側から右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
番号2の場所については、位置図No5, 6をご覧ください。
南野3-1340-3, 1342, 1343は旧四條畷南中学校の南東側付近、南野6-113
7, 1168は旧四條畷東小学校の西側付近でございます。
現況は、現地写真1ページ目の3段目の左側から4段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

全委員
議長

日程第4

議案第121号

農業用施設設置届の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第121号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農業用倉庫については、耕作をしている人がその農地をその人が耕作している他の農地の保全や利用増進のため、または利用面積が2アール未満の農業用施設であれば、農地法上の許可が不要ですが、利用内容を確認し、周辺農地への影響を考慮する必要から農業委員会へ届出てもらいます。

番号1の場所については位置図No.7をご覧ください。

大字下田原1490-1はグリーンホール田原の西側付近でございます。

現況は現地写真1ページ目の4段目の右側のとおりでございます。

設置目的は農業用倉庫であり、利用面積は24.8㎡、構造はトラックコンテナであります。

2月3日(金)午前10時30分から地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地確認を行ないました。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第5

議案第122号

畑作変換届の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第122号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地の盛土などの造成については、その行為が周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがなく、工事期間が1年以内であり、耕作者が主体となって工事を行う場合は、農地転用にはあたりませんが、工事内容を確認し、周辺農地への影響を考慮する必要から農業委員会へ届出てもらいます。

番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。

大字下田原1490-1はグリーンホール田原の西側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の4段目の右側のとおりです。

場所は議案第121号の場所と同じであり、農業用倉庫の設置部分にのみ盛土して、それ以外の場所については、畑地として利用するものです。施工内容は30cmの真砂土を盛土し、道路との高さを揃えて、使用していくとのことでございます。

なお、届出にあたり、変換後は畑作に奨励する旨の誓約書を頂いております。

2月3日(金)午前11時から地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地確認を行ないました。

番号2の場所については、位置図No8をご覧ください。
大字逢阪714は旧阪神畜産の東側付近です。
現況は、現地写真2ページ目の1段目の左側のとおりです。
農地内の荒廃から取水・排水に悪影響があり、鳥獣被害から畔の崩壊もあるため農地の土質改善と畔の修繕・改良を行い畑地として利用するものです。施工内容は20cmの真砂土を盛土し、使用していくとのことです。
なお、届出にあたり、変換後は畑作に奨励する旨の誓約書を頂いております。
地区農業委員の久門委員とも相談の上、現地確認を不要としました。
事務局からは以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

全委員
議長

日程第6

議案第123号

平成22年8月13日付暇農公示第38号(農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積)廃止の公示の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第123号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
従来、農地法第3条第2項第5号では、農地法第3条第1項の許可を受けるための基準の1つとして北海道を除く都府県では50aの下限面積要件を定めており、各農業委員会で別途50a以下の範囲で別段の面積を定め、公示することで、下限面積を引き下げることができました。四條畷市では平成22年8月の定例総会において別段面積を20aに定め、今日まで運用しておりました。
今般、農業経営基盤強化促進法などの一部改正により、この農地法第3条第2項第5号の項目が削除されることから、この条文に基づいた別段面積の公示を廃止する必要があります。なお、廃止については、改正した法律が令和5年4月1日から施行されるため、同日に廃止するものです。
事務局からの説明は、以上でございます。

議長

全委員
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第7

議案第124号

四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市農業委員会規程(平成12年農業委員会規程第2号)を廃止する規程の制定の件

議長
事務局長

議案第124号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

農業委員会で保有している個人情報については、四條畷市個人情報保護条例および四條畷市個人情報保護条例の施行に関する四條畷市農業委員会規程に基づき管理していました。

今般、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、今後、地方公共団体の保有する個人情報の取り扱いなどについては、国が策定したガイドライン等のもと、個人情報保護制度を運用していくこととなったため、農業委員会の規程を廃止するものです。なお、施行日は令和5年4月1日としており施行日前に請求された個人情報の開示請求等の取扱いは、従来の規程を定期用する経過措置を設けます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記